

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設 (国29)(法人税:義、所得税:外) (地28)(法人住民税、事業税:義、固定資産税:外) 〔新設・延長・拡充〕
2	要望の内容	① 耐震改修促進のための税制措置 改正耐震改修促進法(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律)に基づき、耐震診断が義務付けられている病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や避難路沿道の建築物等を対象に、耐震改修を促進するための特例措置を講じる。 ② 省エネ改修促進のための税制措置 省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)に基づき、増改築時にエネルギーの効率的利用のための措置の届出が義務付けられている床面積2,000㎡以上のオフィスビル等の建築物を対象に、省エネ改修を促進するための特例措置を講じる。 ③ バリアフリー改修促進のための税制措置 バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)に基づき、増改築時に高齢者、障害者等が円滑に利用できるための基準に適合することが義務付けられている床面積2,000㎡以上の建築物(不特定多数の者が利用する病院、店舗等や主に高齢者、障害者等が利用する老人ホーム等)を対象に、バリアフリー改修を促進するための特例措置を講じる。
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物(非住宅)の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、次のとおり位置づけられている。 ・生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資型減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。 ・生産設備の新陳代謝を促進する取組を強力に推進し、これに応じて設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。 ・近年エネルギー消費量が著しく増大(石油危機以降2.5倍)して

		<p>いる家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。</p> <p>○地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れによって発生する人的被害の軽減のため、建築物の耐震化を図る。 <p>○社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、地震発生時の倒壊等による被害の軽減を図るため、耐震診断、耐震改修、立替え等を推進する。 ・災害時に拠点となる施設等の整備・耐震化を進める。 ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化を進める。 	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 10. 防災政策の推進</p> <p>【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資水準（「日本再興戦略」） 今後3年の内に設備投資を2012年度の約63億円から10%増加 ・建築物の耐震化率（「地震防災戦略」） 90%（平成27年） ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率（「社会資本整備重点計画」） 60%（平成32年度末） <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 仮に本特例措置の新設が認められない場合、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響が生じるとともに、民間建築投資の活性化が図られず、日本再興戦略に定める設備投資水準の達成に支障が生じることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26～28 年度) 本特例措置により、既存建築物の性能の抜本的な向上が図られ、耐震性・省エネ性・バリアフリー性を満たした建築物が増加するため、国民の良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現、水害等災害による被害の軽減に資する。 また、本特例措置により改修投資が促進されるため、経済の活性化に資する。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続きも併せて行い、税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の手続き負担の軽減に優れている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>耐震改修促進のための措置としては、耐震対策緊急促進事業や住宅・建築物安全ストック形成事業があり、建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる耐震改修を促進することが可能になるものである。</p> <p>省エネ改修促進のための措置としては、住宅・建築物省エネ改修等推進事業があり、省エネ改修工事を行う際の建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる省エネ改修を促進することが可能になるものである。</p> <p>また、バリアフリー改修のための措置としては、バリアフリー環境整備促進事業があり、市街地内の移動円滑化経路を整備する際の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制は、建築物全体を対象として、バリアフリー化に要する負担軽減を図るものであり、その趣旨や対象を異にしているものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例は、耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物(非住宅)の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図るものであり、本特例による効果は地方公共団体にも波及するものである。</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—